

南北朝期における山内首藤家について

出内博都

鎌倉の地頭・御家人体制、それをさへる古代的土地所有形式としての荘園制（国衙領を含む）、この土地と人間関係と得分制度をうまく組みあわせた鎌倉封建制も元寇以降の貨幣流通経済の進展、荘園経済から地域経済圏への発展、人為的古代村落から生産関係を中心とした自然村落の形成など各方面の発展が血縁を中心とした惣領制をくずし、職分関係を基礎とする経済利害関係などをいつきにくずし、悪党と称せられ、広域経済活動を基礎とする新しい階層を出現させた。十三世紀から十四世紀への流れは史上まれにみる急流となった。京都の朝廷と天下の幕府を相手に、吉野の一角でともかくにも光を放ち続けた南朝をさへえて六十年、このエネルギーがどこからくるか、南北朝は会体の知れない時代のような気がする。

こうした動きの中で備後山間部地毘庄を「一所懸命」の地として土着した山内通資は、天徳二年の讓状の末文に：雖可相分庶子等分限狭少之間、於令相分者依不可逢上之御大事、讓渡通時一人者也、雖為後々未於長快跡者子孫之中以一人可令相統之……とあって家督は嫡子一人へ相続させねば、分割したら御上の御用にたゝないと分譲譲与の弊を認め、

五人の子女への讓状の内容は門田とか私有名田の名主格の存在にして、嫡子とは別個の性格のものになっている。こうした先見の明が、分裂対立をくりかえす南北朝六十年に比較的一族団結を保ちえた山内氏の南北朝の歴史がある。（文中の文書番号は特に断らない場合山内首藤家文書）

一、宗俊系（惣領）及土着庶家の動き

山内首藤家文書によると建武五年の足利尊氏下文がある。これは山内家に現存す南北朝関係の最も古いものであるが、この年は北畠顯家、新田義貞が戦死し、尊氏が將軍宣下をうけた年である。

十七 足利尊氏下文

（尊氏）（花押）

下 山内彦三郎通時并一族

可令早領知備後國信敷東方海老名五郎河北郷山内藤三伊与東方左衛門尉跡

跡同人等地頭職事、

右、為勳功之賞、所死行也者、守先例可令配分領掌之状如件、
二 建武五年二月三日

芸備の多くの国人地頭には左記のような催促状か、後醍醐天皇論旨などが伝わっている。高氏が島津氏にあてた縦二寸六分（約八・五糎）横二寸二分五厘（約七・三糎）の編布にかかれたものは有名である。

毛利家文書一三七五 足利高氏^尊軍勢催促状

長井彈正藏人殿

(足利高氏)

自伯耆國家

勅命候之間、參候、合力候者、本意候、恐々謹言、

(紙継目)

元弘三

五月六日

高氏(花押)

長井彈正藏人殿

(貞頼)

山内家にはこの高氏挙兵時のものは見当らない。早くから西遷土着して国人化していたので当然あったと思えるが、或いは俊業系の時通が関東在住であったのでその関係で最初から参加していたのかも知れない。信敷庄は庄原市の東南部で地毘庄に接している。平家没官領で一時一条能保の妻(頼朝妹)の所有であったが詳細はわからない。正安二年頃地頭長井聖願であり名主階層と争論などしている。十四世紀には東、西の二地域に分けられ別々の動きをしている。東方は一九号文書のように海老名氏が領有していた。

一九 足利高氏^尊氏書状

知行分所領事、於濫妨狼藉之輩者、爲處罪科、可_レ注申交名之状如件、

元弘三年六月四日

(高氏)
源朝臣(花押)

海老名五郎左衛門尉殿

海老名氏については村上源氏として諸流ありはつきりしない。太平記の中にも七ヶ所出るが、北条方、新田方、直義方、義詮方いずれにも見えている。備中に海老名秀行があり尊氏の命で船上山へ向かい、後に井原庄を賜う(姓氏家大辞典)とあるがその一派かとも思える。この年は高氏が六波羅を攻め亡し、高氏は六波羅政權を継承する形式でこの文書を各氏に出している。この海老名が二年後追放されて信敷東方は山内氏に与えられる。八一七下文中「可_レ配分領掌之状」とある如く一族に配分したものである。(延文五年滑円鏡譲り状に信敷東方本郷内とききた名、ささお名、みつひら名等地頭職がみえている) 河北の山内藤三は河北俊資と思えるが河北も惣領、田原、万田などで分けている。この信敷東方の施行状は高師直の名で守護朝山出雲次郎左衛門尉(景運)に出されている八一八号として通時は戦乱の中にも所領を保持して直義の安堵下文を得ている。但しこの段階で摂津富島荘がどうであったか疑問である。

二一 足利直義安堵下文
(直義)

下 山内首藤刑部丞通時

可_レ令早領知備後國地毗庄内本郷、攝津國富嶋庄等地頭職事、
右、任親父山内首藤三郎通資法師^{法名}元徳二年三月十八日讓状、
可_レ領掌之状。下知如件

貞和二年三月廿九日

この年、貞和三年（三四六）通時が一言戰場之雲として能壽丸（通繼）にそのまゝ譲っている。通時は貞和五年七月七日に死んでいる。貞和三年から楠正行を中心に南朝軍が活躍し、四年一月五日正行戦死、高師直が吉野を攻めている。五年四月十一日直冬が長門探題として頼にきており、高師直と直義が不和になって内訌がおきるなどしているが、通時はどこでどのような死に方をしたのか不明である。

五〇三 足利直義御教書

南都警固事、所遣上相（頼成）左近大夫将監也、属彼手可発向之状如件、

建武五年二月五日

（直義）
（花押）

万田（家資）又四郎殿

これよりさき建武五年庶家河北流の万田家資が南都警固役で出向している（八五〇三）。この家資の所領がおそらく留守中のトラブルのためか左記のような家政の遵行請文が出ている。

五〇四 左衛門尉家政請文案

○以下三通、紙質、鉦蹟相同シ、モト連続シタル料紙ニ書シタルモノナルベシ、

万田又四郎家資申備後國地毗庄河北内門田地頭職事、任去八月廿八日

御奉書、今月十一日、山田内藤太郎入道相共（彼所）沙汰付下地於家

資候畢、仍請取状進上之、若此条偽申候者、可罷蒙八幡大菩薩御野候、

以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

貞和三年十月廿三日

左衛門尉家政請文
在判

この頃になると直義と直直の不和を中心に（三三）、直義の死（三三）が表三た、その影響がこうした河北門田地頭職のトラブルになったと思えるが内容は不明である。この時期に山内家の動きの中で最も大きな意義をもつ「山内一族一揆契約連署起請文」がある。これは勿論裏で在任初代通資（長快）が画策したものであるが、天下三分の形勢の中で、惣領を失ない、幼主を抱えて一族をどうまとめるか、この危機がこの一揆を生み出したといえよう。

二五 山内一族一揆契約連署起請文

契約 一族一揆子細事

右、元弘以来、依令一族同心、自將軍家預恩賞、當知行無相違者也、爰自去年之秋比、兩殿御不和之間、世上于今不静謐、而或号官方、或稱將軍家、并錦少路殿方、雖為國人等所存区々、於此一族者、浴武家御恩之上者、争可奉忘彼御恩哉、然早於御方致軍忠、浴揚弓箭之面目於未代、此上者更不可有二心哉、向後背此状、於衆中加内談、可被申所存、若此條々雖為一事、偽申者、

上梵天、帝釋、四大天王、惣日本國中大小神祇冥道、別諫方、八幡大菩薩、當國吉備津大明神等御爵、各身仁可罷蒙也、仍一味契約起請文之状如件、

貞和七年十月二日

藤原俊清（花押）

同 資貞（花押）

同 盛通（花押）

同 通顯（花押）

同 實綱（花押）

同 資綱（花押）

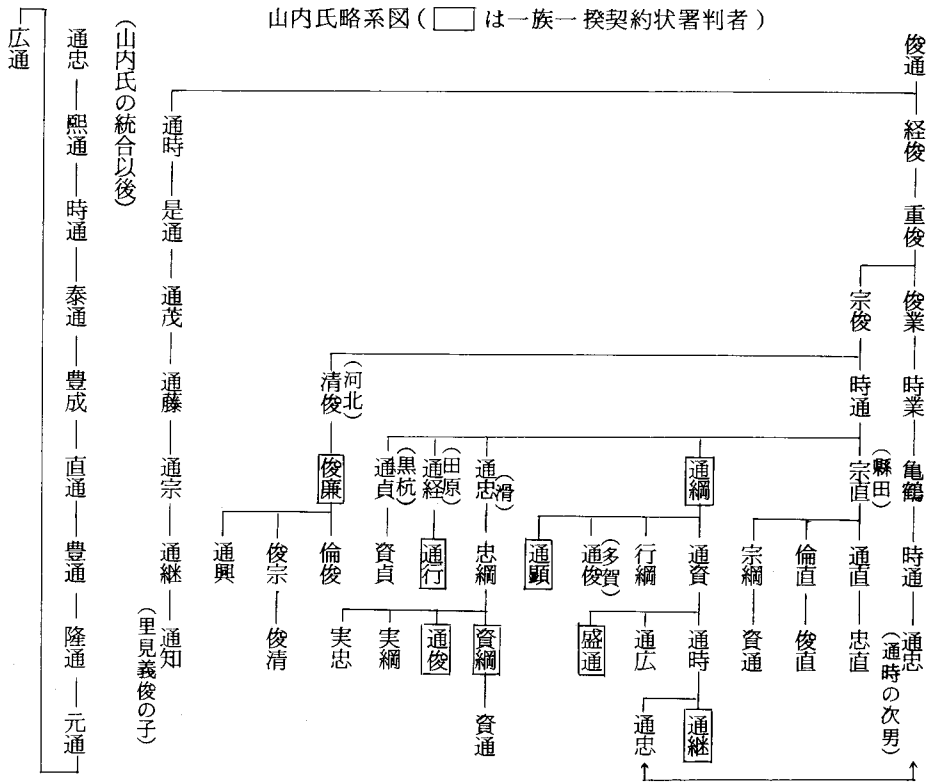
同 通廣（花押）

同 通行（花押）

同 通俊（花押）

沙弥淨覚（花押）
能壽丸代道圓（花押）

山内氏略系図(□は一族一揆契約状署判者)



系譜的に惣領を中心に一族庶子の宗たるものを網羅している。貞和の年号を用いていることから直義系にかけたとみられている。前々年直冬が長門探題として一応頼に入部し、九州へ走ってからも少弐、大友を中心に九州を服属し、山陰の山名と結んで勢力をもりかえしており、(一三五)年になると直義入京一月十六日尊氏、義詮が丹波に走り、二月十七日摂津打出浜で尊氏軍が敗れ、二月二十六日には高師直兄弟が上杉能憲らによって殺されている。然し八月一日には再び両者の関係が悪化し直義は北陸に走り尊氏は十月二十四日南朝へ降り後頼の憂なくして十一月四日直義討伐に出ている。結局翌年一月二十六日に直義は毒殺されるのであるが、こうした流れの最中に直義方へ加担する一揆契約は多分に九州山陰に勢をはる直冬の影響があったと思う。この時点で備後守護は直義系の上杉顕能であるが、直義が北国へ脱出したら直ちに尊氏は岩松頼有を備後守護として下している。山内の一揆契約はこうした守護交替に対するものとも思える。頼有は勝戸山城で上杉、宮の軍に囲まれて長井貞頼の援軍を求めている。(関閩録八之二) 又貞頼は山内通広に所領を侵されたことを頼有に報じている(毛利一二八〇)、更に翌年十二月には上杉、岩松両軍が岩成上村で戦っている。この間直冬は山名時氏と緊密に連繫をとり南朝方に降り山陰、安芸、備後に勢力をはっている。(文和一三五) 翌年十一月直冬は吉津庄内木庄を周防阿弥陀寺へ寄進する(阿弥陀寺文書)など直冬の勢いがかかなり強い時である。山内家において山内彦五郎(滑資綱)彦八(滑宅綱)が一族で一揆に加わっていない万田家資の河北門田地頭職を侵している。前出八五〇四〇地頭万田家資

は建武三年に幸を警臣に動員されてお、その密に尾を引いて、
と思える。貞和三年の遵行人左衛門尉家政ほどの系統の人物か不明であるが、貞和年号を使用しているのでまだ直義系の勢力がうかがわれる。観応二年は丁度守護の交替期、一族一揆の形成された年でありおそらく引付頭人であった細川頼氏が直義系の守護上杉頼能に命じたのではらちがあかなかつたと思われる（五〇五）。

五〇五 細川頼氏奉書案

そかわのみちのくにとの ふきやうかとも 入道

万田又四郎家資申備後國地吐庄河北門田地頭職事、申状副具書如此、先立被裁許之處、山内彦五郎猶以押妨云々、早任先下知状、沙汰付下地於家資、可被執進請取之状、依仰執達如件、

観應二年六月八日 (細川頼氏) 在判
陸奥守

上相修理亮殿

ついで延文二年の細川頼之奉書

五〇六 細川頼之奉書案

そかわのみまのかうのと の ふきやうちうてう

万田又四郎家資申備後國地吐庄河北内門田地頭職事、申状副具書如此、山内彦五郎、同彦八押領云々、太無謂、早三吉修理亮相共茲被所、沙汰付下地於家資、可被執進請取状、使節更不可有緩怠之状、依仰執達如件、

延文二年閏七月十二日 (細川頼之) 在判
右馬頭

大和太郎左衛門尉殿

案一、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、一百〇一、一百〇二、一百〇三、一百〇四、一百〇五、一百〇六、
六〇がこの時の頼之は中國管領といふ地位に上つて、直義系に代つた山内氏であったが、延文元年に細川頼之が下つてきてから直冬が勢をえ翌年九月龜寿山合戦で宮氏に敗れ、続いて山名時氏も降伏した。然しこの間山内氏は河北門田地頭職だけでなく、又直義系とみられる所へは進出している。浄土寺文書にある岩松頼宥預ケ状に、

備後國得良郷地頭職事

山内又五郎己下御敵退治之程、為料所々預置也、於土貢者、任先例致其沙汰浄土寺、且差一塞凶徒通路、弥可抽戰功之状如件

文和三年七月五日 頼宥

山内兵庫允殿

とあり一揆契約をした滑資綱の末弟又五郎忠実（これは連署してない）が世羅郡まで進出し新守護勢力に挑戦している。然しこれを防いだのは別系の津田郷山内氏でこれは終始尊氏系で動いている。結局山内惣領家もこうして延文以降は幕府方として地域の問題処理に當っている。八二七・二八〇 二七号文書の日和佐新佐衛門尉は阿波の武士という以外は不明である。

二七 細川頼之預ケ状

備後國小國郷領家職半分事、所預置日和佐新左衛門尉也、早三吉兵庫助相共、可沙汰一付下地之状如件、

延文二年七月廿二日 (細川頼之) 在判
右馬頭

山内刑部三郎殿

二八 足利義詮御判御教書案

追仰

於諸實同心合力之仁者、為處重科、可注進名字也、

天龍寺領備後國三谷西條地頭職事、廣澤掃部助諸實不叙一用數ケ度施行、結句搦平松城、令濫妨云々、罪責所至極也、早矢野上野介相共莅彼所、縱難支申、不日破却件城、追出諸實、打渡下地於寺家雜掌、全所務之樣、可加扶持也、且可合力之由、仰太田備前々司等之上、諸實尚及異儀者、任法可致沙汰之状如件、

貞治四年八月三日

山内肥前守殿

(義詮)
御判

廣沢(師)諸實は双三郡一帯に勢力をもつ和智の同族で、諸實の父資実が尊氏より備後三谷西条の地を賜う(闊闕録)とあるが三谷西条については大田莊北限三谷西条とあり、現在の甲奴郡双三郡にまたがる宇賀峠附近と思えるので、三谷西条の地は吉舎町、甲奴町附近と思える。南北朝の動乱の中で廣沢氏は三谷西条の地を失ない闕所として造天竜寺領となったものと思えるが所領を渡さずあまつさえ平松城(吉舎町三玉)を構え妨害するのを取締る役を仰せつかった訳で、ここに出る矢野上野介については芸藩通志世羅郡に「上野山は宇賀村にあり、矢田(一に矢野)新助の拠る処」とあり土着の勢力であろう。太田備前々司は太田庄地頭三善氏が太田を名のっている。三谷西条をとりまく甲奴郡、世羅郡、恵蘇郡の土着勢力をうまく使っている。然しこの事件は二年後に以外の局面を迎える。

三〇 足利義詮御判御教書

造天竜寺領備後國重永庄兼原方六郷、山内四郷、敷名郷、神崎庄、并尾道津倉敷等事、注進状披見訖、當所者、為三谷西条替、寄附當寺之處、矢野上野前司、并太田備前々司直康等、無是非追出雜掌、及打擲刃傷云々難遁其咎、早廣澤信濃守相共、於彼所々者、沙汰付寺家雜掌、可申左右、至彼輩狼籍扇者、為有其科、可注申所領在所、使節更不可有緩怠之状如件、

貞治六年六月六日

山内肥前守殿

(花押)

先の三谷西条は廣沢にかえしその替地として重永庄(世羅町重永、田打、三郎丸等)山内四郷、敷名郷(三和町)神崎庄(甲山町)兼原方六郷(小世良、上原、赤屋、伊尾等)尾道津の六ヶ所が造天竜寺領となった。然し前に三谷西条を処理した矢野、大田の両氏がこの処置をこばみ寺家雜掌等に乱妨を加えた。これに対して山内通継に使節遵行の大役を仰せつけている(三〇)延文二年預ケ状(二七)貞治四年諸実排除の御教書(二八)とすつかり武家方の安定勢力の一翼として動いている。この頃の守護は渋川義行にかわっている。

惣領通継は廿五才で死亡し弟通忠(当時既に相模山内時通の養子になつている)を惣領家の養子としたので、で俊業系(承久京方一部地頭)と宗俊系(惣領系)が一元化することになり山内氏の歴史の中で一つの転機になる。

として常陸北部で南北両軍の戦いが続いている。

三八 岡重直奉書

為_レ誅伐常陸下野兩國以下凶徒等、大将已所令_レ発向給也、早致鎌倉之警
回者、殊可被_レ抽賞之由候也、仍執達如件

建武三年十月十四日

下野では宇都宮公綱が尊氏方に降り、広橋経泰は反対に茂木城を奪取している。この時の大将は誰であったかわからないが、間もなく関東の大將として高師冬が登場するのである。鎌倉警固役も大役であったと思える。この時の岡重直は関東奉行人の一人と思えるが経歴はわからない(三八)。

鎌倉留守役が大変であった事は三九号文書にある如く四十日近い日数を毎夜宿直していることでもわかる。

三九 山内時通着到状

着到

山内首藤三郎時通可_レ為_レ当參由、被_レ仰下之間、自去年十四日至于今月廿日、毎夜宿直令_レ勤仕處如件、

建武三年十一月廿日

(右裏)
勤仕無相 矣、

(重直)
一(花押)

建武四年になると高師冬が大將として出てくる。この年常陸では楠正家が那珂郡で佐竹義貞と戦い、佐竹義篤が小田治久を攻めている。下野で

は宇都宮公綱が高師冬と戦い、北畠顕家が西上途中小山城を攻め小山朝政を捕えている。これらに関する戦場へ出たものと思える(四〇)。

四〇 斯波家長奉書

度々合戦之時、致_レ軍忠之由事、殊以神妙也、至_レ恩賞者、可有_レ申沙汰之
状、依_レ仰執達如件、

建武四年二月十日

(家長)
源

山内(首)須藤(時通)三郎殿

四一 上杉朝定奉書

山内首藤三郎時通代行範申備後國地_レ庄内下原村地頭職以下事、訴状
具書如此、廣澤孫三郎子息小法師丸致_レ押領云々、早可_レ沙汰居時通代於
当所、若有_レ子細者、載_レ起請之詞、可_レ被_レ申請文之状、依_レ仰執達如件、

曆應元年十一月廿八日

(上杉朝定)
彈正少弼(花押)

仁木(義長)右馬権助殿

この当時の常として防備の弱い所領はねらわれるが、時通の場合、戦陣にいるばかりでなく遠く離れた代官支配であるので当然といえば当然である。備後地毘庄について隣郡の三谷西条の広沢一族の侵入である。幕府の引付頭人上杉朝定から守護仁木義長へ取締りを指示している。

(四一)

四二 上杉朝定奉書

山内首藤三郎時通代行範申備後國地駐庄内下原村地頭職以下事、重訴
状具書如此、廣澤孫三郎子息小法師丸致押領之間、可沙汰居時通代於
当所之旨、先度雖被仰、不事行云々、太無其謂、不日沙汰付之、若有
子細者、載起請之詞、可被注申之状、依仰執達如件、

曆應二年八月四日

彈正少弼(花押)

(石橋和義)
左衛門佐殿

四五 高師冬挙状

山内首藤三郎就備後國所領事、申旨候乎、被懸御意候者、喜入候、常
州発向同道之仁候之間、如此申候恐々謹言、

(曆応) 二月六日

参河守師冬(花押)

謹上 松田十郎右衛門入道殿

然しこの乱妨はおさまらず翌年再び上杉朝定の名で新守護石橋和義に再
度処置を命じている。この問題は簡単にはいかず曆応四年二月六日に時
通の直接の上将である高師冬から幕府奉行人の松田十郎右衛門に善処を
依頼している。これより前四三号文書にあるように長期戦になると所領
が気がかりで戦線を離脱する者が多い中で終始在陣さす為には留守所領
への手当が必要である。駒館城は五月六日に師冬がおとすが、すぐに南
軍が奪回それを拠点に飯沼城攻略を行ない結局師冬軍は退いている。こ
の頃の南軍の情況は、小田治久が守護で筑波郡筑波町におり楠正家(建

武(三ノ三ノ三)が重河守 運城に送、北軍は在野義直が守る、後

には小田を追って守護になること、情況であった。このころは北軍義
房が入って挽回をはかるが一三四年小田治久が裏切って言託冬に望
親房は関城(真壁郡)に移るが康永二年関・大宝城(下妻市)下妻政康
が落城し親房、興良親王、春日願国らは再び吉野に帰って、一応関東は
平定された。

四三 高師冬奉書

常州并下総國凶徒誅討事、駒館城合戦之最中、軍勢多帰國之處、至于
今忠節之条、尤神妙也、向後弥可被抽軍忠之状、依仰執達如件、

曆應二年十二月十三日

(高師冬)
参河守(花押)

(時通)
山内首藤三郎殿

四六 山内時通着到状

着到

山内首藤三郎時通

右、時通自糸垂柳御共仕、大寶城至没落、致軍忠候了、仍着到如件、

康永二年十一月十三日

(證判)

この間相模山内は一貫して尊氏方で動いている。所領の事につい
て具体的には不明であるが四八号文書に年不明の師冬挙状がある
が、宛名の細河頼春を守護とすれば文和五年以後となり、この時には既
に惣領家から松若九(通忠)が養子に入っているので、頼春はまだ守護

でなく、師冬が関東在陣中のものであろう。(頼春は引付頭人か?)

四八 高師冬挙状

山内首藤三郎就所領事、申旨候、被聞食候、被懸御意候者、悦人候、
於当陣致忠之仁候之間、如此令申候、恐々謹言、

二月十五日

参河守師冬(花押)

謹上 細河刑部大輔殿

四七、山内時通着到状

着到 ○コノ文書、裏ニ花押 アリ

山内首藤三郎時通申、

右、今年二月四日、馳参吉野御陣、於内郡平田致忠節、同十三日、御
上洛之時、御共仕畢、然者、早賜御證判、欲備後龜鏡、仍言上如件、

貞和四年二月 日

(證判) (異筆) (高師直) 「承了」(花押)

関東が一応おさまったら時通は大和での戦いに参加しているが、その
まえ貞和元年に家督を松若丸(通忠)に譲つての出陣である。

貞和三年楠正行が紀伊、和泉、河内に進出し、細川、山名を敗りついに、
貞和四年四条畷で高師直軍と戦い戦死す、師直は佐々木導誉、逸見有朝

(安芸)などを率いて皇居の背後をねらって宇智郡に向うが、長谷寺、
多武峯の衆徒に襲われ敗退す。この戦いに時通は参加している。

五〇 山内松若丸通代景山時朝軍忠状

山内松若丸代景山左衛三郎時朝申軍忠事、

右、去文和二月六日、河内山南尾御合戦之時、御大将御共仕、依散々

大刀打抽戦功、同七日、為佐々木大夫判官入道管領、被召出預御感畢、

同日被取山崎御陣之間、日夜警固異于他者也、加之、十三日、於西山

峯堂御陣役所警固致忠節、同十五日、京都御合戦之間、御大将并仁木

京兆御西七条之刻、御共仕畢、将又、今月八日、於西七条御陣、經

数日抽忠勤之處、同十三日、御合戦之間、致于七条西大路大宮東寺口、

依致軍忠、凶徒等令没落畢、雖然、東寺退散凶賊等、楯籠八幡山宇治

之由、依有其聞、御発向之間、御共仕、馳向宇治之處、御敵等則令没

落了、此等次第御存知之上者、下賜御判、為備龜鏡、恐々言上如件、

文和四年三月 日

(證判) (異筆) (岩松頼宥) 「承了」(花押)

五一 岩松頼宥感状

今度以代官自播州令供奉京都、去二月六日、於神無山致合戦忠節之条、
殊以神妙、可被抽賞之旨、可注申之状如件、

文和四年六月三日

頼宥(花押)

山内松若丸

このちと忍弒家達難の美に若し（通三）に養子三通の子を一つ、多岐す八五〇〇。この年一月直冬派の桃井忠常、斯波氏頼ら入京し、続いて直冬、山名時氏、石塔頼房ら入京す。この時尊氏は延暦寺に入り、義詮は播磨弘山を出発して京都に向かう。途中二月六日摂津神南（高槻市）で南軍を敗る。三月十二日兩軍七条洞院油小路あたりで戦い十三日尊氏入京す。この間の働きについて五〇号文書にくわしく出ている。守護岩松頼有よりの感状も五一号文書として残っている。

三、兩流合併後の山内氏の動き

山内通継から弟通忠（相模山内氏養子）への讓状は貞治四年六月一日付で地毘庄本郷地頭職以、下六ヶ所すべてが「通継依無子、舎弟刑部四郎通忠お為養子」として譲り、「…近年依動乱無謂他人等令押領者也、於京都訴申、可知行之」としている。子が無い事は最大の理由だろうが今までの経過からみて幕府とより近い相模山内系を合流することが賢明という見方もなりたつのではなかるうか、又動乱でたえず不安定な領有関係も京都へ訴え申して知行を確実にすることを付け加えている。この点からも通忠も最適の人物と思えるし又完全な守護領国制が確立をしていない鎌倉の直接御家人制から室町の守護領国制への過渡期の様相を示している。貞治二年、大内弘世が幕府に帰属し、直冬党の勢力は減退し、八・九月の交、ついに備後から去っている。このような情勢の中で山陰の山名時氏も幕府に帰属している。延文二年細川頼之を中国管領に起用した事は一応成功したといえよう。こうした中で幕府の最重要施

實は、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

五、山内通忠軍忠状

「於鎮西今川殿一見状」

備後國山内修理亮通忠申軍忠事、

右、為鎮西御退治御下向之間、寂前馳參、去年^四、^四十二月十九日、御渡海御共仕、於所々御陣致宿直警固訖、就中、今年二月十日、於筑前國麻生山兩度合戰致忠節、至于高宮佐野原在陣之上者、下給御證判、弥威弓箭之勇、為備末代龜鏡、粗言上如件、

應安五年七月 日

（證判）
「承了、（了俊）
（花押）」

芸備兩國の在地領主として山内氏のはかに、長井貞広、田総能里、毛利元春、熊谷宗直、吉川経見、毛利匡時、嚴島了親等があるが、嚴島氏と毛利匡時は応安五年大宰府陥落と共に帰国している。終始一貫従軍した山内氏の転戦のあとは五九号、六〇号文書でうかがい知ることができる。五九号によると応安四年十二月から応安七年まで、

筑前、筑後、肥前、肥後に亘つて少くとも二十三回以上の戦に参加し警後宿直に當っている。(応安八年正月の六〇号文書も大同小異である。)

五九 山内通忠軍忠状

備後國山内下野守通忠申軍忠事、

右、去應安四季十二月十九日、御渡海之時、大手御共仕、被召門司御陣之際、致宿直警固畢、同五季正月十五日、赤坂之御陣御共仕、同二月十日、筑前國麻尾山御合戦致忠節、同小倉御陣、宗形御陣、水内御陣、高宮御陣、佐野御陣、高取山御城、於彼御陣等抽忠節畢、同八月十日、天山凶徒没落、同十一日、内山没落以来、度々御合戦致忠勤訖、同六季十月二日、肥前國城山御陣致宿直警固之刻、同十月二日、筑前國於于神山御城、致警固訖、再參城山御陣、致忠節之處、同七季四月三日、筑前國被召管生御陣、則致警固時分、筑前河小田瀬渡、打入生葉村、散在村令放火時、終日致合戦、若党小笠原隼人丞被疵畢、同八月三日、依河渡、筑後國福同被召對陣間致忠勤、同九月十七日夜、迄于御敵没落之期同晦日、八町嶋被召御陣致警固、同十一月十二日、筑前河渡御共仕、石桓御陣致警固、同十七日、藤山御陣御共仕、同十五日、黒木御陣、同廿七日、谷河御陣、同晦日、肥後國大戸山 御陣、致宿直警固、同十二月十五日、同國被召岩原山御陣、在々所々於于御陣、而致宿直警固之条、無其隠者也、然則早下賜 御判、為備後證龜鏡、粗言上如件、

應安八季正月 日 「(證判) (了俊) 承了、(花押)」

通忠の九州在陣が長期に亘つた為に当時の例として当然所領侵略を企てる輩がある。

(三三七四) 應安七年隣郡の三吉道秀が地毗庄に乱入し合戦に及んでおり、幕府は

八月三日守護職を兼帯する了俊に御教書を発して合戦の停止を命じてい

る(八五八)けれど事は簡單におさまらず、永和二年の山内通忠代頼賢支

状によれば三吉道秀は「依遠渡海」を理由に九州に出陣せず、通忠の

不在を理由に信敷東方を闕所と称し同志を語つて乱入し、御教書にも従

わずあまつさえ相論中に引付から奉書をかすめとっている。

五八 將軍家足利 御教書案

「御教書案文」

備後國治美庄事、為山内一族等本領之處、三吉式部大夫入道打入当所

及合戦云々、所行之企頗招罪科者歟、所詮、先止合戦、速可仰上裁之

旨、可被相触之、若猶不叙用者、不日可令注進子細之状、依仰執達如

件、

應安七年八月三日 (細川頼之) 判 武蔵守

(了俊) 今河伊与入道殿 (裏書)

於正文者、預置者也、(了俊) (花押)

戰爭中の所領を途中で奪う「中間狼籍」をなし「就中背御定、徒令在国、打入軍陣当參輩所領内、任意致乱妨之条、希代之所行也」とあり複雑

この様相を呈している。

六二 山内通忠代頼賢支杖

目安

山内下野権守通忠代頼賢支杖

備後國地毗庄地頭職問事、

右、当庄者、通忠譜代相傳當知行無相遠地也、仍亡父通時、自建武最

初為御方、依致無貳忠、當國備後信敷庄東方以下、預恩賞令配分一族等

訖、於通忠者、為今河殿九州探題御下向之時、當國地頭御家人等可供

奉之由被仰下之處、依遠遠渡海、大略雖令故障、自初令供奉致忠節

之間、預度々御注進者也、緩三吉式部大夫入道々秀、以當庄号賜所、

奉掠上聞、相語同心輩、誘取非拠請文、掠賜御下文、通忠同九州在陣

隙、令乱入當庄之間、自探題御方依御注進、為奉行雅樂右近入道、備

後國地毗庄者、為山内一族等本領之處、道秀乱妨云々頗招罪科歟由被成

御教書畢仍案文就之重被進御注進之間、歎申寂中、差凌屬引付御方、

掠申御奉書如此、乍企無窮、訴、令乱入當庄、致度々合戦之条、先中

間狼籍之罪科、争可遁之哉、就中凌背御定、徒令在國、打入軍陣當參

輩所領内、任雅意致乱妨之条、希代之所行也、所詮、被下當奉行人松

田修理進、急速被經御沙汰、云道秀、訴、云中間狼籍篇、為被、行罪科、

恐々目安言上如上件、

永和二年三月 日

これに対し了俊も奉行所に対して挙状を執申している(八六一)。

この後の経違は不明であるが山内氏は乱中から乱後にかけて応安

一三三三(一三三三)一三三三(一三三三)一三三三(一三三三)一三三三(一三三三)一三三三(一三三三)

当年限り(八五五)や、応安七年(一三三三)七三三二三三(一三三三)一三三三(一三三三)

で備後國三上郡高郷地頭職、同郡内長江庄半分を兵糧新所として預置か

れている(八五七)▽、南北朝の対立、觀応の擾乱などの都度、諭旨、御教

書、下し文など乱発されその度毎に所領争いを繰りかえず中で、一時直

義系に属したものの一貫して幕府方で動いた山内氏はこの後、旧領(但

し備後分)の保持は勿論領域内外に支配権を深化拡大して、次第に国人

領主制への動きを早めていく。(一三三五)

と、前に一年限りとしていた「千光寺領備後國地毗本郷領家職事、本

所之御年貢、毎年如契約京進可申」として領家職を手にいれ、(一三九〇)

年閏三月三日には守護山名時瀨名で「備後國信敷庄東方事、右任先例一

族手に可被支配者也」(八六五)として宛行われている。翌明德元年には

「山門石泉院領備後國地毗庄内伊与西村領家職」(八六六)。(一三九三)

月二日には同村の半済式拾貫文を入手している(八六七)、更に明德四年

十月一日には延暦寺千手院領備後惠蘇西条河北等所務職補任状によって

西条、河北以下四箇村の所務職に補任されている(八六八)▽、これは更に

応永四年に再確認されている。

六一 今川了俊^貞挙状

山内下野権守通忠申本領安堵事、無相凌之様可有申御沙汰候哉、於鎮

西致忠節候之間執申候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

三月廿八日 沙 弥了俊(花押)

進上 御奉行所

こうして一応南北合一がかなって三代將軍義満の応永年代になると守護の力が増大してくるが守護山名時熙との関係も深まり被官化の傾向をもち次代の牛子丸は熙通を名乗っている。

七一 氏名未詳下文

○以下三通、様式文言等疑フベキモノアリ、

下 山内下野守通忠給之、

備後國地毘庄地頭職事、

元久元年十二月廿日如御下文、

同撰律國富嶋庄地頭職事、

自承久三年十月廿二日任御下文等給、為本領上者、知行不可有相遠狀

如件、

應永元年七月廿九日

戦乱が終つて応永期に入ると氏名未詳文書が三通ある（七三号は略す）。特に七二号になると奴賀東西、備中井原庄などが出てくるがここまで勢力をのびし得たか疑問である。こうして新しい守護体制のもとであらゆる機会をとらえて領有権の深化をはかっている。特に熙通の代になると種々の事情で変動する個々の名田、諸職田を丹念に支配している。それらがすべて守護名儀で認承されていることに、時代の変化（主護領国体制）を思わされる。熙通への讓状は勿論守護山名常熙の名で認承されて

いる。

七二 氏名未詳下文

(花押)

下 山内下野守通忠給之、

備後國惠蘇郡内上村事、

同國奴賀東西事、

一出雲國横田庄事、

一 伯耆國日野郡内伊賀村、

一 備中國井原庄事、

右、依致忠節死行之狀如件、

應永元年八月一日

八〇 山内通忠讓状

ゆひりてとす所領之事、

備後國惠蘇郡地毘庄併所之所領者、

右、かの所領てにおいて通忠ウあこ茂のこさす、牛子丸^(熙通)ゆひりてとす所實也、うゑのこ丸物領たるうゑり、まよれきやうたいこもふふちをくこゑ、御公事等ハせんれいにまろすへし、此旨おそむきていらんのごもくらにわいてり、ふぎふのまんどあるへき物也、仍爲後ゆひり狀如件、

應永五年^{つら}の八月三日

通忠(花押)

備後國津田郷地頭職事、任亡父讓与之旨、知行不可有相凌之状、(通判)

應永八年八月三日

(常照) 沙弥(花押)

(照通) 山内馬子殿

備後國津田郷地頭山内首藤三郎通繼謹言、(一三三) 今三月三日、(一三三) 於向後者、可抽軍忠候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、(一三三)

元弘三年五月十日

藤原通繼(裏花押)

進上 御奉行所

(證判) 承了、(高氏) 花押

この譲り状で牛子丸が三年後には馬子になっているが、後世隆通が算法師と呼ばれたり、嫁法師と呼ばれたりしているのと共通するものと思える。

四九五 山内通繼軍忠状

(證判) 一見了、(花押)

三、津田郷山内氏の場合

備後國津田郷地頭山内首藤三郎通繼謹言上

相模に住し山内を号し平治の乱で戦死した俊通の子通時(経俊弟)が

欲早依軍忠預御注進、浴恩賞子細事、(中)

世羅郡津田郷の地頭職を得たいきさつは不明であるがおそらく承久の乱

右、今月二日、馳參山崎、相伴一族山内雅樂助、同藤兵衛尉、同七日、

後のものである。建武二年の通繼の譲によれば、津田郷、遠江国飯田

於東寺西、致最初之合戦、追入凶徒等於洛中、於六波羅西河原、抽軍

庄内加保村の地頭職、伊賀国嶋原郡司職並に京都西願寺御堂となつてい

忠之刻、若党大嶋余一被_左所_之条、同所合戦間、武田十郎、石見

る。鎌倉末期四代通藤の後家尼真如と五代通宗の後家性忍並に子息土持

國大家弥太郎、出雲國來嶋和田三郎以下、所令見知也、然早賜御注進、

丸が所領争いをしているがそれ以外は現存の山内首藤家文書では不明で

為浴恩賞、恐々言上如件、

ある。この山内氏については元弘三年五月の山内通繼が六波羅攻に参加

元弘三年五月 日

したものが初見で、惣領家と同じく催促状は見当らない(四九四)。

通繼の軍忠状によれば一族と共に五月二日の山崎合戦から参加しており

建武三年の尊氏の挙兵西上の時は遠江国見付府中で参加している(彼の

若党一人が左肩に負傷している。(四九五)

所領が遠江国にあった事とも関連があるだろう)途中並に京中で奪戦し

四九六号の軍忠状によれば元弘三年五月七日、「至篠村御陣最前馳参畢」

ている。特に遠矢で敵六騎を射落しており、若党一人を死なせ二人が負

とあるので元来足利輩下であったものと思える。

傷している(一月十六日)。

四九六 山内通継軍忠状写

○コノ文書ハ、江戸時代ニ写シタルモノニシテ、紙 目裏ニ、黒印ヲ捺シ、ソノ下ニ「五」ト書シタリ、

備後國山内「首藤三郎」通継申軍忠事

右、去元弘三年五月七日、至篠村御陣、敵前馳參畢、其前後所々御合戦、抽軍忠之条、度々賜御證判上者、不及子細申、就中、於遠江國見付府府中令參會、御供近江國伊岐須賀^(須賀)、大渡橋上御合戦之時、致忠節、遠矢可仕之由、被仰下之間、以遠矢御敵六騎、目射落射、為御前軍之間、無其隠者也、正月十六日、於三井寺合戦、太刀討分捕仕訖、殊手者若黨山下余介令討死、安氏余作門田清吉被疵之条、同所合戦之間、備後國重貞、安芸國時親、令見知所也、然早賜御證判、為備龜鏡、恐々言上如件、

建武三年正月十一日

承了判

この戦いは備後の重貞（長井か？）と時親（毛利、おそらく代官？）が見ていると記している。建武三年正月十一日は尊氏軍の入京の日であり二十七日に敗走している。通継が九州まで下って行ったかどうか不明であるが、九州からの京上には戦場へ向う常として養子土用竊丸へ譲り状を残している。土用竊丸の父は里見式部大輔義俊（新田氏）で通継の娘が嫁していた。義俊は尊氏東上軍に呼応した播磨の赤松攻に参加して戦死しているが、おそらく舅通継は尊氏軍につくことを予想してなおかつ

一子を託したものと思える。こうして里見の血脈を残し且つ山内の家名を残すという内乱期の武士の知恵であったと思える。通継は建武三年六月の山内攻めに高師直軍に属して戦死している（八四九八）。

四九七 山内通継讓状

（裏書）
「仕此讓状、可令知行状如件、

建武三年六月廿三日

（尊氏）
（花押）

讓渡 所領事、

- 一 備後國津田郷地頭職事、
- 一 遠江國飯田庄内加保村地頭職事、
- 一 伊賀國鳴原郡司職事、
- 一 京都西岸寺御堂事、

右件所領者、通継重代相伝私領也、雖然、依無實子、他姓之孫嫡子里見土用竊丸^(通知)為養子、令改姓名山内所讓渡也、親父新田里見式部大輔義俊、當年六月中、於播磨國府中自被墮命以來、令養育處也、雖為他姓、且云孫嫡子、且云養子、旁以其志深切之間、一圓所讓与也、依為當歳子、雖有辭酌、自關東將軍家御上洛之由承弓、馳參于海道、向戰場之上者、存命不定者歟、仍先所渡讓状也、更不可有親類他人の妨、聊構通継之子孫、於彼所領有望申輩者、可申行罪科者也、仍為後證相副代々御下知證文、讓状如件、

建武二年十一月廿八日

（花押）
藤原通継

れ、守護岩松頼宥名で坂田孫太郎に広沢の押領を防止するよう命じている八五〇▽。

五五七 僧祐仙讓狀

ゆい^レを^レさす^レ備後國津田郷内^レを^レの^レ村^レの^レち^レこ^レう^レあ^レき^レ事、
右件^レ所^レ領^レ者、僧祐仙之祖母尼妙法女子そ^レう^レて^レん^レの^レ所^レ領^レ也、ある^レを^レ祐
仙相そ^レく^レあ^レて、今^レに^レ知^レ行^レ仕^レ處^レ也、ある^レを^レひ^レ給^レさ^レこ^レの^レさ^レを^レの^レ四^レ郎^レ五^レ郎^レ通
實を兄弟^レを^レい^レひ^レく^レ中^レ依^レ子^レ細^レ住^レ所^レ文^レ書^レを^レも^レふ、永代^レゆ^レい^レを^レさ^レす^レ物^レ也、若
一そ^レく^レあ^レき^レき^レ物^レさ^レゆ^レふ^レこ^レも、後日^レいら^レん^レわ^レつ^レら^レい^レある^レま^レく^レ候、爲^レ依
後日沙汰ゆつ^レり^レ狀^レ如^レ件、

文和二年二月十日

僧祐仙(花押)

五一〇 岩松頼宥書下狀

山内兵庫允通氏申備後國津田郷内和田村事、茲彼所止廣澤四郎五郎押
妨、可沙汰付下地於通氏之狀如件、

文和三年七月二日

(頼宥
花押)

坂田孫太郎入道殿

然しこれは一挙に解決せず延文二年七月から八月にかけて梶原為平、小
早川春平に対して中国管領細川頼之の名で四回に亘って排除命令を出し
ている八五一一・五一二・五一三・五一一五▽。

五一一 細川頼之奉書

山内兵庫允通氏申備後國津田郷内和田村事、申狀^{副具}如此、廣澤四郎
五郎押領云々、甚不可然、早小^(春平)早河左近將監相共茲彼所、沙汰付下地
於通氏代、可執進請取狀、至押領之咎者、為有其沙汰、載起請之詞、可
注申之狀、依仰執達如件、

延文二年七月廿二日

(頼之
右馬頭)

相原民部丞殿

五一六 修理亮實秀契約狀

契約申子細事、

右、山内兵庫入道殿子息千壽丸殿事、自後家御前依承子細候、契約申
處實也、殊更當歎仁退治仕候間、未代為申奉候、津田郷半分、自明年
歲致六ケ年、可令知行候、六ケ年過候者、可還進候、仍為後日契約
之狀如件、

延文二年十月五日

修理亮實秀(花押)

(三五九)
然し延文四年十月五日の修理亮実秀契約狀によれば、通氏の後家御前は
子千寿丸の保護を依頼する代償として翌年から六ケ年津田郷の半分の知
行権を広沢実秀に与えている。然し前出の四九九号の山内通知讓狀の如
く永和三年には津田郷地頭職は山内家が保持している。然し翌々年康暦
元年八月にはこんどは三吉義円が津田郷地頭職について訴訟をおこしてい
るなど南北朝期の不安定な政治情勢は尾をひいている。

建武三(一)六(一)家(一)一(一)族、建武三(一)三(一)種(一)町、三(一)種(一)志(一)町、大(一)和(一)町(一)一(一)至(一)一(一)六(一)一
族及び加茂郷一部地頭山内観西の動きも注目するものがある。

五三八 足利尊氏御判御教書写

備後國凶徒竹内弥次郎兼幸楯籠有福城之由、有其聞、早令發向、可追討之(状)条如件、

建武三年六月十一日

尊氏御判

津口
山内
一族中

備後において桜山慈俊について挙兵したといわれている甲奴郡の竹内兼幸は土肥実平の子孫で在庁官人として金丸名など東部に勢をはっていたがこれに対して尊氏の追討令が出ており八五三九、庶家一族が長谷部信仲、大田佐賀寿丸らと力を併せて凶徒(南朝方)と戦っている。

五三九 山内観西軍忠状写

備後國津口庄内賀茂郷一分地頭山内七郎入道観西謹言上

早欲為追討凶徒、属御手致合戦、追落御敵刻、於手者或討死或被下、疵上者、預御證判子細之事、

右、於當國則光西方城、孝中黒幡御敵蜂起之間、属御手懸先、致合戦之處、若黨真室弥次郎被疵、中間宗四郎令討死候畢、御実檢之上者、早為預御證判、恐々言上如件、

進上 御奉行所 承了、

五四〇 長信仲軍忠状写

長弥三郎信仲謹言上

去七月十五日、於備後國則光西方城檣、小早河七郎、石井源内左衛門入道以下凶徒依楯籠、山内七郎入道観西相共彼城押寄、同十七日夜半、御敵於追落刻、中間惣四郎令討死、若黨真室弥次郎被疵、左足同八月晦日、當國竹内弥次郎兼幸、小早河掃部助以下凶徒、令蜂起之間、馳向御調之廣瀬、終日致合戦刻、中間藤五郎左被射 夫一人被討畢、同九月四日、又竹内弥次郎、小早河掃部助、青目寺別當弁房以下之凶徒、大田庄 津口庄令乱入之間、馳向大田与重永堺、数刻致合戦刻、中間二人被疵畢、同廿七日、重永之城檣於追落、或同所合戦、或國中事候間、令存智候、若偽申者、日本國中之大小神可罷蒙御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年十月十日

長谷部信仲

進上 御奉行所

加茂郷は現在の世羅郡加茂で一部地頭山内観西が則光西方城(豊栄町)で中黒の幡印の敵、即ち新田系の軍隊と戦って若党一人が負傷し、中間一人が討死した旨をのべている八五三九、則光西方城の合戦には甲奴郡で竹内兼幸と対立していた長谷部信仲も観西と共に戦っているが、この

時の敵は小早河（和木）為信、石井源内左衛門入道、竹内兼幸、小早河（上山）高平、青目寺別当弁房などで府中市下河辺の広瀬で戦い、更に津口庄まで攻め入り、観西の館を焼き、大田庄に討入り重永城に逃げこむという三ヶ月近い戦いであった。

五四一 大田佐賀壽丸代藤原光盛軍忠状写

大田佐賀壽丸謹言上

右、去七月十五日、於備後國則光西方城櫓、小早河七郎、石井源内左衛門入道以下凶徒等依楯籠、山内七郎入道観西相共彼城押寄、同十七日夜半、御敵於追落之刻、中間惣四郎令討死、若黨真室弥次郎被_{左足}被射、同八日晦日、當國竹内弥次郎兼幸、小早河掃部助以下凶徒等、令蜂起之間、馳向御調之廣瀬、終日致合戦之刻、中間藤五郎_{左股}被射、一人被討畢、同九月四日、又竹内弥次郎、小早河掃部助、青目寺別當弁房以下之凶徒、乱入津口庄内賀茂郷、而焼払観西住宅、将又、打入大田庄之間、即馳向致合戦之刻、中間二人被_{左股}被射、同廿七日、重永城櫓追落之条、同時合戦之間、皆以令見知畢、此条若偽申候者、日本國中大明神御_{左股}可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年十月十一日

三善佐賀壽丸
代藤原光盛

進上 御奉行所

ここに出てくる長谷部信仲は、芸藩通志に薄子山城（深江村）（長谷部右衛門（信連の裔）の城）信連の子、良連承久三年敗走して甲奴郡に秩居

とあるので竹内兼幸と対立する甲奴の土豪であったと思える。

大田佐賀壽丸は大田庄の地頭で三善康信の子康通（桑原方）の系統で貞宗ではないかといわれている。この当時守護代武田信武が近畿出陣中で、南朝方の万里小路継平、備後の大将吉田高冬、石見の福屋弥太郎左衛門尉などがすきをねらって打入ったものに呼応したものと思える。

十四世紀初当は南北朝という皇統の争いでなく分割領有した職分所領が一円知行（土地支配）を中核とした新しいヒュラルヒーの形成される時機で戦国大名へ移行する中間権力としての守護大名と荘官領主から国人領主への移行過程で二〜三代に亘る数十年の混乱が次代を生み出す陣痛のいたみであったといえよう。